

公益社団法人福島県栄養士会  
職域協議会及び支部の運営（経費執行を含む）内規

制定施行 平成25年4月1日

## 1、目的

職域協議会及び支部では、従来の慣例から経費を執行してきている。このため、職域協議会及び支部によって、執行の方法が違っている。本会は、公益社団法人として登記したことから、職域協議会及び支部の運営、経費執行基準を統一し、明確化を図るために内規を策定する。

なお、県等の他機関、団体等からの経費を充て、基準が示されている場合は除くものとする。

## 2、運営に関する事項

- (1) 職域協議会及び支部は、当該職域・支部の専門性の向上のために、公益目的事業を行うこととする。
- (2) 職域協議会及び支部は、企画運営委員会を効率的に開催し、事業のあり方等について企画立案を行う。次年度の企画立案は、1月末日までに、本会に提出する。
- (3) 職域協議会及び支部の企画運営委員は、事業の執行に責務を負うものとする。事業報告は、事業終了後1か月以内に、本会に提出する。

## 3、経費執行に関する事項

- (1) 職域協議会及び支部の予算は、前年度末会員数を基に、各種研修事業等の収入等を踏まえて、収入に比して支出が超過しないように策定する。
- (2) 各種事業の実行にあたっては、適正な予算計画案を作成する。実際の実施にあたって、予算と異なる場合は、予算を補正する。
- (3) 講師の源泉税の事務は、職域協議会及び支部を通して、経理担当職員が行う。
- (4) 会議出席にかかる旅費  
旅費は、原則として旅費規程に基づいて支給する。
- (5) 需用費（食料費）に係る物品購入等について  
食料費は、弁当・来客接待用の茶菓（買い置き食料等）を対象とする。弁当は、原則として講師に対して支給し、会員に対しては、1日拘束する業務の場合、または会長が必要と認めた場合に適用するものとする。

附則 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この内規は、令和2年10月31日から施行する。

附則 この内規は、令和3年7月31日から施行する。